

# 平成17年度税制改正要望

平成16年9月

## 国際課税連絡協議会

(下記23団体連名要望)

京都貿易協会

石油鉱業連盟

(社)全国中小貿易業連盟

日本化学工業品輸出組合

日本機械輸出組合

日本鉱業協会

(社)日本産業機械工業会

(社)日本自動車タイヤ協会

(社)日本船主協会

(社)日本造船工業会

(社)日本電機工業会

(社)横浜貿易協会

(社)神戸貿易協会

石油連盟

(社)電子情報技術産業協会

(社)日本機械工業連合会

(社)日本建設機械工業会

(社)日本航空宇宙工業会

(社)日本自動車工業会

日本繊維輸出組合

日本船舶輸出組合

日本鉄道車両輸出組合

(社)日本貿易会

# 平成17年度税制改正に関する要望

平成16年9月16日

国際課税連絡協議会

経済活動のグローバル化、ITの活用等による経済活動のスピードアップ化の中で、わが国企業は、厳しい国際競争に晒されており、生き残りをかけて海外事業展開を活発に行っている。海外事業展開にあたっては多様なリスクが存在するため、企業はそのリスクを最小化し、経営判断のスピード化を図るため、地域統括会社や共同出資会社を設立するなど事業形態の多様化を図っている。

他方、最近、アジア、ヨーロッパ諸国においては外資の導入や経済活性化を狙って法人税率を引き下げる国々が出てきており、わが国企業の国際競争力の維持・向上およびわが国経済の活性化という観点から、わが国の国際課税制度の改善が求められている。

そもそも国際課税に関する諸制度はグローバルな経済活動が活発化する中で、国際的二重課税を排除し、内外の企業活動の中立性を確保するために設けられているものであるが、わが国の現行国際課税制度は、こうした近年の環境変化に対応できておらず、わが国国際課税制度が、先進諸外国に比してますます不利なものになっていることは否めない。

さらに、近年、わが国企業の海外活動の活発化に伴って海外子会社等の所得も増大傾向にあるが、海外所得の国内還流を妨げる税制であってはならず、短期的な税収確保にとらわれない国際課税制度が求められている。

以上の観点から、今般、我々国際課税問題に関わる団体は、「国際課税連絡協議会」の名の下に、一致団結して、下記税制の改正を強く要望するものである。

## 記

### 1. 外国税額控除制度の見直し

#### (1) 間接税額控除適用の階層を曾孫会社まで拡大する

地域統括会社の設立、外国での連結納税のための持株会社の設立、国際的M&A等、企業の国際化の進展により、曾孫会社以下の階層の関連会社が増えてきており、階層の拡大が必要である。

#### (2) 間接税額控除適用の出資比率を25%から10%に変更する

企業の国際展開の拡大、態様の多様化等により、少数出資形態(10-25%出資)による事業提携が増加しており、出資比率の変更が必要である。

#### (3) 控除限度超過額の失効額の調整措置の必要性

課税タイミングのズレが3年を超える例があることに加えて、近年、全世界所得が赤字であるため国内での支払法人税が発生せず、外国税額が控除しきれないために、多額の失効額が発生している。国際的二重課税排除の拡大の見地から追加的な調整措置が必要である。

- ① 控除限度超過額の繰越期間を3年から7年に延長する
  - \* 国際的二重課税を排除するためには、本来期間制限は不要。
  - \* 欠損金の繰越期間(7年)との調和(国外所得の黒字が国内所得の赤字に係る繰越欠損金を減額)
- ② 控除限度超過額の失効額の損金算入を可能にする
  - \* 税額控除選択後に生じた失効額については損金算入が認められていない。  
(租税公課はコストとして損金算入が認められており、外国税額についても税額控除を選択しなければ損金算入が認められている。)
  - \* 外国税額は必要不可欠の支出であることから、いったん税額控除を選択しても、控除しきれない金額は損金算入を認めることが必要である。

## 2. タックスハイブン対策税制の見直し

### (1) 二重課税の完全排除

二重課税排除を更に進める観点から以下の制限措置を撤廃することが必要である。

- ① 損金算入の期間制限  
合算課税された場合、5年以内(孫会社2年以内)に当該所得を原資として配当を行わない限り損金に算入されない。
- ② 適用対象とされない時に生じた欠損金の繰越不可  
合算課税を受ける際には過年度に生じた欠損金の繰越が認められているが、当該欠損金が特定外国子会社等に該当しない事業年度に生じた場合には欠損金の繰越は認められず、合算課税の計算上控除できない。
- ③ 特定外国子会社等を譲渡した場合の課税済留保所得の損金算入不可  
既に合算課税の対象となった子会社の株式を譲渡した場合、当該子会社に課税済留保所得があっても、譲渡益中の当該留保所得相当部分について損金算入による調整は行われぬ。

### (2) 適用除外基準の見直し(製造業を営む企業等の卸売・物流子会社)

- \* 海外グループ子会社間の重複する物流活動の集約化・効率化という経済的必要から、製造業を営む企業等が海外に卸売・物流子会社を設立するケースがある。この場合、タックスハイブン対策税制の適用上は卸売業として分類され、適用を除

外するためには非関連者基準（50%以上は非関連者との取引を要求。）を満たす必要がある。

- \* しかしながら、製造業を営む企業等の卸売・物流子会社は、その設立の目的からいって仕入・販売の両方向ともにグループ各社間となることが多いため、そのままでは当該基準を充足することが難しい。このため、合算課税を回避するため、あえて非関連者との取引を増やしたり、必要な組織再編が妨げられるといった事例が生じている。
- \* したがって、製造業を営む企業等の卸売・物流子会社については、適用除外とする必要がある。

以 上